

別記様式第5号（第15条関係、第23条関係）

論文審査の結果の要旨

報告番号	博（経）甲第 22 号	氏名	中島幸介
学位審査委員	主査 岡田 裕正		印
	副査 式見 雅代		印
	副査 林 徹		印

題名：中小企業における内部統制システムの研究：モニタリング機能を中心として

論文審査の結果の要旨：

1. 論文の概要

本論文の目的は、中小企業における内部統制が持つ機能のうち、違法行為の事前的な防止機能（モニタリングの積極的機能）に焦点をあて、これが機能しなくなる要因を明らかにすることである。この研究目的のために、5つの事例（石屋製菓、林原、辻産業、金剛組、美少年酒造）を取り上げ、これらの事例に関する既存の紹介論文や記事の利用だけではなく、中島氏が独自に実施したヒアリング調査により、モニタリング機能が働かなくなってしまったプロセスを示している。また、研究の分析視角として、特にメインバンクのモニタリングが、内部統制に及ぼす影響についても焦点を当てている。本来、内部統制は、企業独自に設定すべきもので、メインバンクとは関係ない。中島氏は、この点について、内部統制をコーポレート・ガバナンスの中核概念として捉え直すことによって、メインバンクと関連付けようとしている。こうしたことから、本論文の構成は、以下のようになっている。

第1章 序論

第2章 メインバンクに関する文献サーベイと検証仮説の導出

第3章 石屋製菓

第4章 林原

第5章 辻産業

第6章 金剛組

第7章 美少年酒造

第8章 事例の比較

第9章 結論

第1章では、まず、内部統制の必要論と不要論について先行研究をまとめ、必要論では、内部統制の違法行為の事前防止機能の視点がないこと、不要論では、内部統制がない場合に、論者が指摘する弊害が本当に生じるか否かがあいまいなことを指摘している。この上で、上記したような論文の目的や分析視角について述べている。

第2章では、メインバンク及びその機能を先行研究に基づいて整理し、メインバンクは、そのモニタリング機能を通じて内部統制に影響を与える可能性がある一方で、違法行為を止められない可能性があるという仮説を導出している。

第3章～第7章は、この仮説検証のための事例研究である。事例の選定基準は、①中小企業であること（中小企業法に基づく）、②株式会社であること、③コンプライアンス違反であること、④同族経営であることの4点である。5つの事例は、経営破綻を回避した事例（第3章）と、経営破綻した4つの事例（第4～7章）から成っている。これらは、違法行為（具体的には粉飾）に対してメインバンクが規律付けできなかったことで共通している。これと同時に、経営者が、同族経営ゆえに、内部統制が有効に機能しなくなる統制環境の悪化が醸成され、違法行為に至るプロセス等を示している。

第8章では、Collins(2009)が主張する企業衰退5段階説を用いて、各事例を時系列的に5段階に整理し、モニタリングが機能不全に陥った流れを示している。具体的には、第1段階「成功から生まれる傲慢」において、すでに統制環境が悪化し、第2段階「規律なき拡大路線」で多角化に対してメインバンクが融資したこと、第3段階「リスクと問題の否認」では、メインバンクも違法行為を抑止できず、内部統制も機能しなくなったこと、第4段階「一発逆転の追求」では、逆に追加融資で協力をしたという流れが、共通してみられる事を示している。そして、ここからメインバンクが役員派遣等で積極的に関与し再生した石屋製菓を除き、他の4つは第5段階「屈服と凡庸な企業への転落か消滅」に至っている。

第9章では、全体の要約と残された課題の指摘がなされている。

2. 学位審査基準に基づく評価

学位審査基準に照らした本論文の評価は以下の通りである。

(1) 独創性及び新規性

本論文の独創性は、以下の点にある。

- ①中小企業の内部統制とメインバンクとを関連付けた議論を展開していること。このため、メインバンクの株式保有だけではなく、銀行取引約定書に基づく経営内部の情報の入手等による経営動向の把握ができる立場から、内部的な存在としている。
- ②Collins (2009) の提唱する企業衰退の5段階の枠組みを用いて、内部統制システムにおいてメインバンクがなぜモニタリング機能を発揮できなかったのかということを、時系列で説明を試みていること。Collins の枠組みを用いた議論は多いが、時系列的な説明は少ない。

(2) 貢献度

本論文は、従来見落とされがちであった中小企業における内部統制とメインバンクの関わりを研究している。また、研究方法として採用している事例研究では、経営者が同族経営であるために陥りやすい独善性や違法行為に至るプロセスを示している点は、本研究科の趣旨にもかなっていると評価できる。

(3) 検証可能性

本論文で取り上げられた事例は、基本的に公表資料に基づいている。ただし、財務データについては、粉飾されたものであるため、適正な金額とは言えないが、この点は中島氏も自覚している。

(4) 完成度

本論文の構成、注釈及び文献の引用の仕方などについては適切であると、本審査委員会は、判断した。

3. 本論文の問題点

しかしながら、本論文では、以下のような問題がある。

- ①メインバンクのモニタリング機能が、中小企業の内部統制では前提となるとしているが、この主張の根拠付が弱い。
- ②内部統制が持つモニタリング機能は、経営者、監査役、内部監査等による内部統制の有効性についての継続的評価であり、日常的に行われ、問題があれば経営者に報告されるべきとされているが、のこととメインバンクのモニタリング機能との関係についての記述がない。
- ③メインバンクがモニタリング機能を果たせない過程や理由が、表面的な記述にとどまっている。例えば、Collins の企業衰退の 5 段階におけるメインバンクの関わり等において根拠付けが十分でない箇所がある。
- ④事例研究の基として公表資料以外に、中島氏独自のインタビュー調査や公表できない財務データがある。これらが非公表となるため、主張の客観性を測りづらいことが懸念される。

4. 本論文の評価

上記の問題はあるが、本学位審査委員会は、本論文が学位審査基準を満たすものと判断し、全員一致で博士（経営学）の学位に値するものと判断した。